**平成２２年（フ）第２７６号**
茨城県久慈郡大子町大字頃藤5104番地
債務者　小笹　百代
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２８１号**
茨城県ひたちなか市大字高場２番地１　市営高場第１アパート１－４－４
債務者　平田　優子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第２８９号**
茨城県ひたちなか市大字津田2712番地の13
債務者　飛田　綾子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第３１４号**
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート８棟１Ｆ１号、旧住所茨城県日立市大久保町４丁目14番６号
債務者　岡村　　清
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第３１８号**
茨城県ひたちなか市平磯町152番地６　平磯住宅５－３－２号
債務者　長島　芳男
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１１４号**
栃木県足利市大沼田町1217番地８
債務者　山田加奈子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

## 破産手続終結

**平成２０年（フ）第２２９号**
群馬県太田市大原町383番地27
破産者　二松キャビネット工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第７４２号**
水戸市笠原町1891番地の１
破産者　株式会社セキュリティサービス
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第１４８号**
三重県亀山市小下町656番地の３
破産者　株式会社櫻井組
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第２６０号**
広島県府中市上下町上下1090番地２
破産者　有限会社山本文具店
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第１７９号**
岐阜県美濃市上野870番地６
破産者　太田　光成
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第８１６号**
最後の住所岐阜市鏡島西３丁目20番20号
破産者　亡後藤久志相続財産
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第９０号**
岐阜県下呂市萩原町大ヶ洞209番地の１
破産者　有限会社カキザキ
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２０年（フ）第１０７８号**
熊本市戸島西２丁目３番77号
破産者　アンゼン株式会社
1　決定年月日　平成22年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第１０４８号**
福岡市東区舞松原２丁目16番９－102号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区千早１丁目17番３号
破産者　竹原　陽一
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第７７６号**
水戸市元吉田町655番地の１　吉田コーポＢ棟102号、旧住所茨城県那珂市菅谷2328番地５
破産者　小林　道雄
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第２２９号**
埼玉県熊谷市大原２丁目５番43号
破産者　堀口　幸夫
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２１年（フ）第１５７号**
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町3492番地の61
破産者　渡邊　恭子
1　決定年月日　平成22年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係